

個人情報を記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載されたエコー予約票（以下「予約票」という。）を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者ID、診療科、診療情報

2 事案の経過

○令和6年6月13日（木）

- ・医師事務作業補助者Aは、患者Xの診察に際し、予約票をプリントして会計ケースの上に置いた。
- ・担当医師は、患者Yの診察の際に、氏名やIDを十分に確認することなく、誤って前の患者Xの予約票を患者Yに誤交付した。
- ・患者Yから、患者Xの書類が誤交付されていると架電があり、応対した医師事務作業補助者Bが患者Yに謝罪するとともに、予約票を次回の診察時に返却するよう依頼した。（6月21日に回収済み）

○令和6年6月17日（月）

- ・医師事務作業補助者Aの上長が患者Xに架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・担当医師が、患者の氏名やIDを十分に確認することなく、患者Xの予約票を患者Yに誤交付したため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・予約票には、患者の氏名、ID、診療科、検査種、検査項目を掲載しないよう仕様を変更すること。
- ・患者へ書類を交付する際は、当該患者の書類であるか、氏名・IDを患者と相互にチェックすること。